

佐賀県の生態系を守るため

移入種(外来種)の規制が始まります。

県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」に基づき、県内の生態系に影響を及ぼしている、または今後影響を及ぼす恐れが高い種として、32種類を「移入規制種」に指定しました。

平成18年4月1日から、指定された「移入規制種」については、放つたり、植栽したり、種子をまいたりすることが禁止されます。

なお、国では、今年6月1日に「特定外来生物法」が施行され、指定された種について飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことが原則として禁止されています。



ポタンウキクサ

移入規制種一覧(計32種類)

植物 16種類

- ・オオカナダモ(別名:アナカリス)
- ・オオフサモ(別名:パイロットフェザー・ヌマフサモ・スマフサモ)
- ・キシウブ
- ・ポタンウキクサ(別名:ウォーターレダス)
- ・ホテイアオイ(別名:ウォーターヒヤシンス・ホテイソウ)
- ・ハリエンジュ(別名:ニセアカシア)
- ・イタチハギ(別名:クロバナエンジュ・ロシヤハギ)
- ・オオキンケイギク(別名:ウサギギク・ワイルドフラワー)
- ・オニウシノケグサ(別名:トールフェスク)
- ・外来コマツナギ
- ・シナダレスズメガヤ(別名:ウィーピングラブグラス)
- ・コンテリク라마ゴケ(別名:レインボーファーン・ピーコックモス)
- ・ヒメヒオウギズイセン(別名:モントブレチア)
- ・イチイツタ(別名:フェザー・カウレレバ)
- ・オオカワデシャ
- ・コカナダモ
- ・ブラジルチドメグサ
- ・ミスヒマワリ(別名:ギムノクロス)



ホテイアオイ

淡水魚類 7種類

- ・オオクチバス(別名:ブラックバス・ラージマウスバス・フロリダバス等)
- ・ガー科の魚類
- ・バイク科の魚類
- ・ブルーギル(別名:ポロギレ)
- ・カダヤシ(別名:タプミノー・モスキートフィッシュ)
- ・コクチバス(別名:スモールマウスバス)
- ・タイリクバラタナゴ(別名:オカメ)



オオクチバス

●規制の内容

- ①指定された種は、野外に「放つ」「植栽する」「種子をまく」ことが禁止となります。
*なお、「放つ」「植栽する」「種子をまく」には、その場で捕獲及び採取したものをその場で、放つたり、植栽したり、種子をまく行為を含みます。(一般的に言われる淡水魚の「リリース(再放流)」を含みます。)
- ②指定された種は、決められた飼育施設等で適切に取り扱わなければなりません。
- ③販売者は、購入者に対して、それが移入規制種に指定された種であること、決められた飼育施設等で適切に取り扱わなければならないことを説明していただく必要があります。

爬虫類 3種類

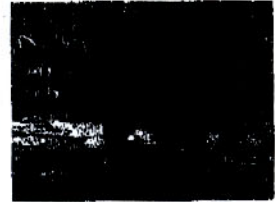
- ・カミツキガメ(別名:コモンズナッパー)
- ・ミシシippアカミミガメ(別名:ミドリガメ・ゼニガメ)
- ・ワニガメ



ミシシippアカミミガメ(写真:日本自然保護協会提供)

哺乳類 4種類

- ・アライグマ
- ・ヌートリア(別名:カイリネズミ・ショウリ等)
- ・ハクビシン
- ・ヤギ



アライグマ

オオクチバスの取扱いについて

オオクチバスは原則として県内全域でリリース(再放流)禁止となりますが、県では、閉鎖性のため池やダムにおいて、リリース規制地域の除外を希望する団体(個人不可)から申出(流出防止対策等の条件があります。)があった場合は、内容を検討した上で、リリースを規制しない地域を設けることにしています。

詳しくは、県環境課までお問い合わせください。

*32種類のうち特定外来生物法など他の法令や条例で規制されている種については、別途許可が必要な場合があります。

●移入規制種について詳しくは、県ホームページに掲載しています。
<http://www.pref.saga.lg.jp/>→「環境」→「佐賀の環境」